

Kita-ku Design 研究所デザインパートナー登録後の事務手続等について

デザインパートナーとしての登録完了後、次の事務手続等を行っていただきます。

1. ご確認・ご同意いただく事項

(1) 守秘義務に関する事項

デザインパートナーとして活動するなかで知り得た情報について、守秘義務に関する事項をご確認いただき、ご同意のうえ、同意書をご提出いただきます。

(2) 利益相反に関する事項

デザインパートナーとして活動するにあたり、ご自身やご自身が所属する法人・団体の利益と北区の利益が相反する場合や、相反する可能性がある場合に、事前にお申し出をいただくことについて、ご確認いただき、ご同意のうえ、同意書をご提出いただきます。

2. ご提出いただく書類等

(1) 口座振替依頼書

お支払いに使用する口座をお知らせいただきます。

(2) マイナンバー

個人への支払いを受ける方は、マイナンバーをお知らせいただきます。

3. お支払いについて

(1) お支払い対象

しごと連携課の依頼により、各課との打合せ等にご参加いただいた場合、次のとおりお支払いします。

- ・初回の打合せ：無料
- ・2回目以降：1時間あたりの金額（税込・交通費込）をお支払いします。

※金額は令和9年度予算議決後に決定します。

(2) お支払い方法

次のいずれかの方法でお支払いします。

- ・法人や団体への支払い
- ・個人への支払い

4. 問合せ

北区区長室しごと連携課

shigotorenkei-ka@city.kita.lg.jp

03-3908-1226